



## 食品寄附等に関する官民協議会の 取り組み紹介

有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部  
監査アドバイザリー事業部 ビジネスアシュアランス部ディレクター  
氷川珠恵

2025年2月28日

本資料は、公開された資料をもとに個人として作成・編集を行ったものであり、トーマツ及び消費者庁の公式な見解ではありません。

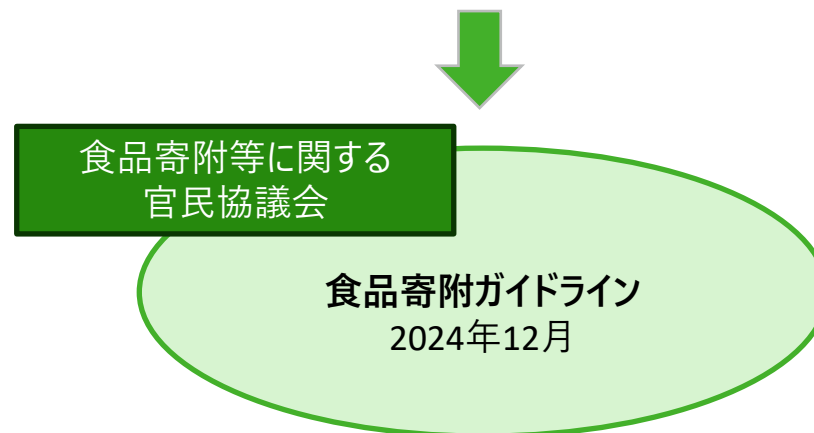
食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージの取り組みとして、食品寄附ガイドラインと、食べ残し持ち帰りガイドラインが策定されました。

## 食品寄附ガイドラインの位置づけ

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ 令和 5 年12月22日  
消費者庁等関係省庁

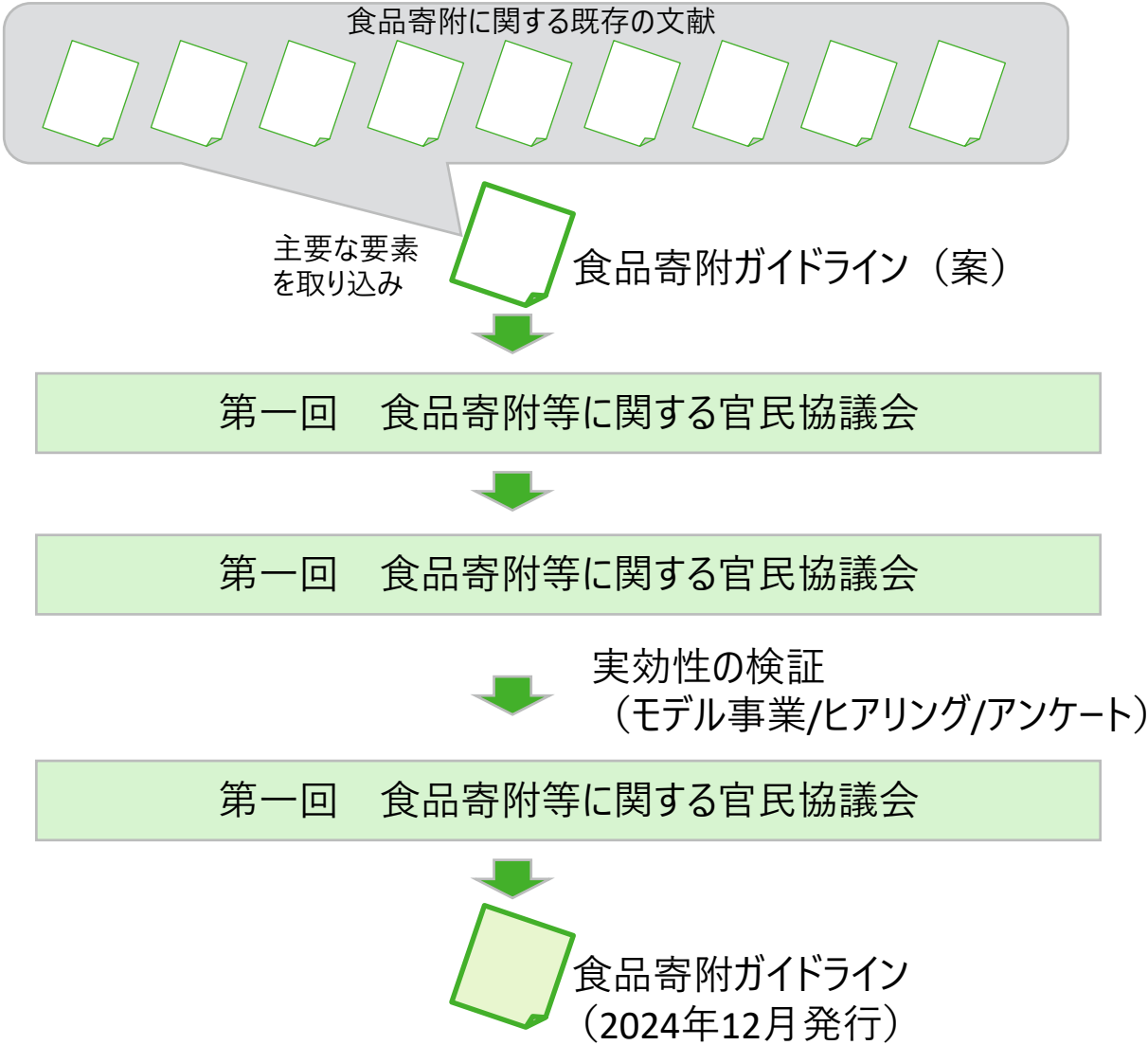
2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、各省庁の施策をとりまとめ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/conference/assets/consumer\\_education\\_cms201\\_231222\\_010.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231222_010.pdf)



食品寄附ガイドラインは、食品寄附に関する既存の文献を参考に案を策定し、官民協議会での検討を経て確定しました。

食品寄附ガイドライン策定までの主な流れ



食品寄附ガイドラインでは、法令事項、必要事項及び推奨事項を区別して記載している。

食品寄附ガイドラインの記載の区別

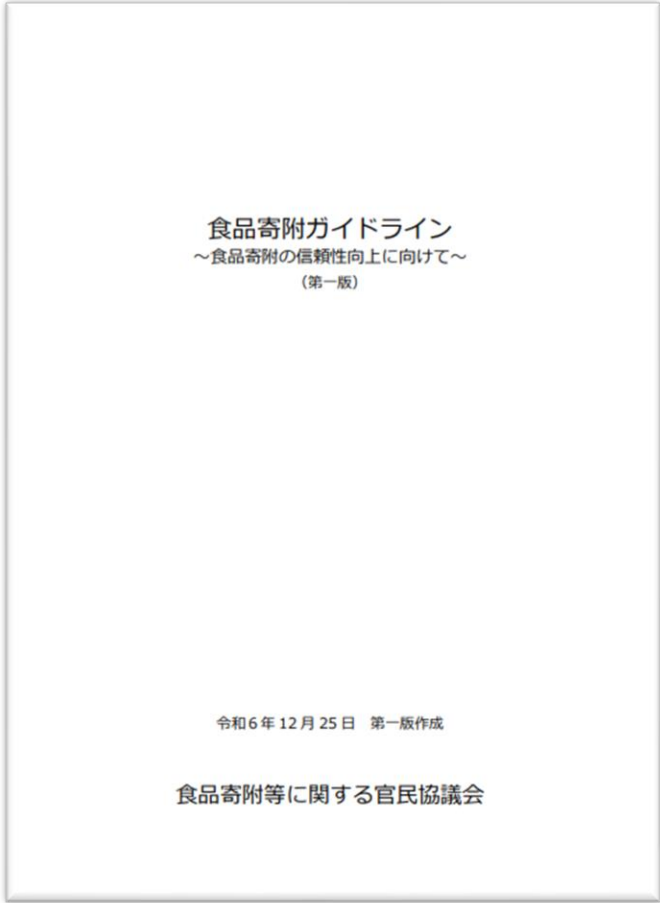


表1 法令事項、必要事項及び推奨事項についての記載の区別

| 分類   | 説明                                                                               |                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 法令事項 | 法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項<br>(文中又は文末に該当法令を記載している。)<br>※ 第2章以降本文中では実線枠で囲んでいる。 |                                                              |
| 必要事項 | 食品寄附の信頼性向上等の観点から、本ガイドラインにおいて必要であると考える事項<br>※ 第2章以降本文中では点線枠で囲んでいる。                |                                                              |
| 推奨事項 | 必ず取り組まなければならないわけ<br>ではないが、食品寄附の信頼性向上等の観点から取り組むことが望まれる事項                          | 1 原則、方針等を示す場合<br>「～する」                                       |
|      |                                                                                  | 2 必要事項ではないものの客観的に価値のある事項として取り組んでもらいたい事項<br>「～重要である」          |
|      |                                                                                  | 3 取り組んでもらいたい事項<br>「～することが望ましい」                               |
|      |                                                                                  | 4 できれば取り組んでもらいたい事項<br>「～することが期待される」                          |
|      |                                                                                  | 5 具体的な対応方法について優良事例等を参考として示す場合<br>「～することが考えられる」、「～することが可能である」 |

食品寄附ガイドラインでは、食品寄附を扱う団体について、衛生面に配慮した食品の取扱いだけでなく、体制や情報開示などの組織のあり方についても言及しています。

## 食品寄附ガイドラインの構成

| 章タイトル                           | 説明                                                                                                           |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 関係法律の適用関係                 | 食品寄附の法律上の適用関係について整理している                                                                                      |
| 第 2 章 食品寄附者が食品寄附に当たって行うべき事項     | 一般食品の寄附を行う食品関連事業者や防災備蓄品寄附を行う団体を対象とする（ <u>個人を除く</u> ）                                                         |
| 第 3 章 ファシリテーターが食品寄附に当たって行うべき事項  | 食品の寄附者とフードバンク等を仲介し、マッチングサービス等を提供している団体を対象とする（ <u>モノは所有しない</u> ）                                              |
| 第 4 章 フードバンクが食品寄附に当たって行うべき事項    | 食品寄附者から寄附される食品を受け取り、輸送及び保管して、提携している団体に提供している団体を対象とする（ <u>個人を対象としない</u> ）                                     |
| 第 5 章 フードパントリー等が食品提供に当たって行うべき事項 | フードバンク、食品寄附者等から直接寄附された食品を受け取り、 <u>食品を小分けにするなどして</u> 最終受益者に提供している団体を対象とする（ <u>個人を対象とし、調理はしない</u> ）            |
| 第 6 章 こども食堂等が食事提供に当たって行うべき事項    | フードバンク、食品寄附者等から直接寄附された食品等を受け取り、 <u>加工・調理して、食事の形態で</u> 最終受益者に提供している団体を対象とする（炊き出し、弁当配布を含む。）（ <u>個人を対象とする</u> ） |
| 第 7 章 資源提供者が食品寄附の支援に当たって行うべき事項  | 上記の活動を行う団体に対して、食品以外の物、場所、輸送手段等を提供している団体を対象とする                                                                |

- 第 1 体制・ガバナンス
- 第 2 提供先の選定
- 第 3 合意上の留意点
- 第 4 安全面等の管理
- 第 5 提供時の注意
- 第 6 トレーサビリティ
- 第 7 情報開示(寄附結果についての実績報告等)
- 第 8 事故時の対応等
- 第 9 助成制度の活用

団体の類型が、本ガイドラインの定義であることに注意。

例えば、一般的にフードバンクとして通用していても、本ガイドラインでは、フードパントリーの類型に含まれる場合がある。

出所：食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(2024年12月25日) 第一版作成 食品寄附等に関する官民協議会

# 今後は、フードバンクの認証制度での活用が予定されています。

## フードバンクの認証制度

資料4

### 一定の管理責任を果たすことのできるフードバンクの認証制度

#### <目的>

一定の管理責任を果たすことのできるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、ひいては企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。

#### <概要>

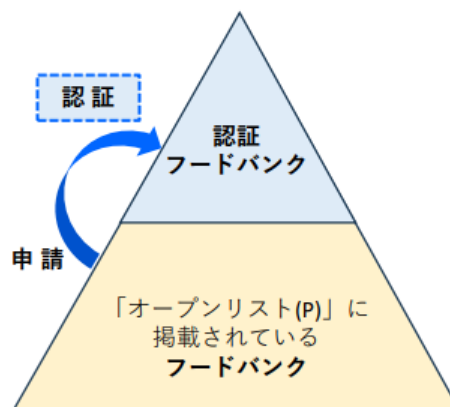
- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告することにより、「フードバンク活動団体オープンリスト(P)」に掲載、公表する（以下「自己申告制度」という。）。
- ② ①の「フードバンク活動団体オープンリスト(P)」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証用チェックリストに則り、一定の管理責任を果たすことのできるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

#### 認証制度の具体的内容・手続

食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証用チェックリストへの回答を提出。内容・関係書類の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っていると判断すれば、認証。

#### 自己申告制度の具体的内容・手続

団体概要（団体名や住所、メールアドレス・HPのほか、取扱品や受入の条件、提供先、食品取扱量など）を提出。一定の手続を経て、「フードバンク活動団体オープンリスト(P)」に掲載。

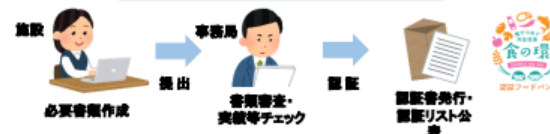


#### 認証用チェックリストの主な項目

1. 運営管理上講ずべき措置に関する体制の整備
  - ① 提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）の把握
  - ② 情報の記録及び伝達（トレーサビリティ）
  - ③ 提供食品の転売等の禁止
  - ④ 提供食品に係る事故発生時における対応
  - ⑤ 提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
2. 品質及び衛生管理上講ずべき措置に関する体制の整備
  - ① 提供食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
  - ② 提供食品の期限表示等の表示の伝達・管理
  - ③ 食品の受取及び輸配送時における検品
  - ④ 施設設備の衛生管理
3. 活動に必要な施設設備の保有
4. 提供食品による事故が発生した場合に備えた保険加入

※ 上記項目について、書類審査・実績等によりチェック

#### フードバンクの認証の流れ





# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト・トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループの一つであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）の一つまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL及びDTTLの各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失及び損害に対して責任を負いません。DTTL並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください。

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited